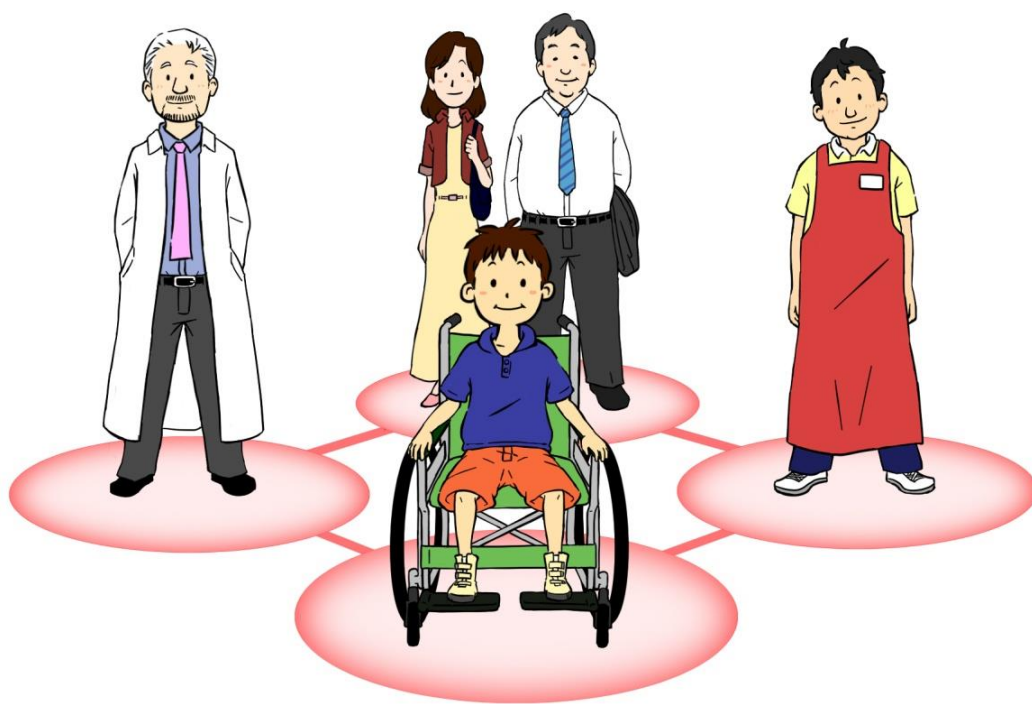


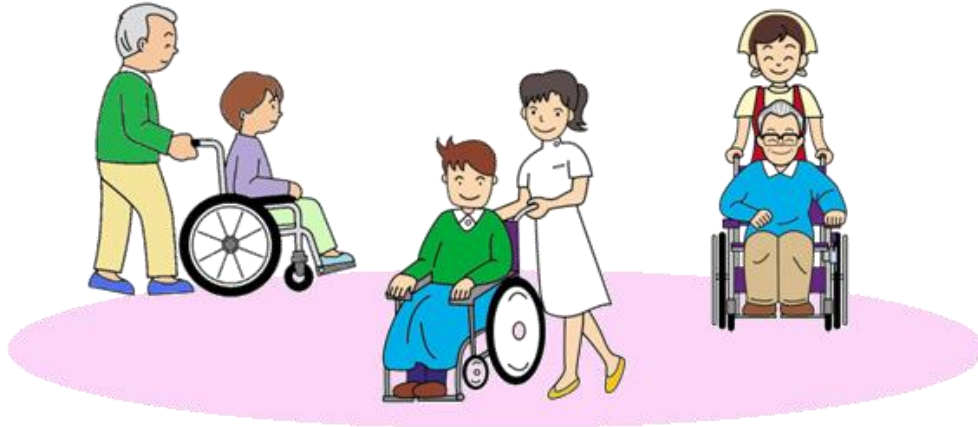
介護職員が行える 医療的ケアの範囲



北区障害者地域自立生活支援室

介護職員が行える医療的ケアの範囲

～介護職員にお願いできる医療的なケアとは？～



1. はじめに ～介護職員が行える医療的ケアとは～

医療行為（医行為）とは？

医師や看護師などの免許を有するものが「業」として行う行為（「医行為」ともいう）のことです。医師法第17条により、医師でなければ、医業をしてはならないことが定められています。

介護現場で日常的に必要な行為も医療行為なの？

施設での介護や在宅介護に従事する職員は、医療行為を行うことはできません。しかし、障害者や高齢者の介護の現場では、医療行為にあたる行為とそうでない行為の線引きが曖昧なため、判断に困る事態がしばしば起きていました。たとえば、湿布の貼付、体温測定、血圧測定など、私たちが日常生活を営む上で当たり前に行う行為は、医療行為に含まれるのでしょうか。



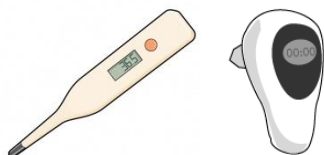
介護職員が行うことのできる医療的ケア

こうした混乱を避けるために、厚生労働省は平成17年7月、原則として医療行為にはあたらないと考えられる項目を具体的に示しました。さらに、家族が日常的に行っているにも関わらず介護職員には認められていなかった、たんの吸引、経管栄養が、平成24年4月から一定条件のもとで介護職員にも許可されることになりました。つまり、介護職員が行うことのできる行為は、平成17年7月の通知で医療行為に当たらないとされている行為と、平成24年4月から認められた範囲の医療的ケアということになります。逆に言えば、この二つの要件に当てはまらない行為は、行うことができない、また依頼することができない行為となります。では、介護職員が行える医療的ケアの内容を、確認していきましょう。

2. 医療行為にあたらぬ項目

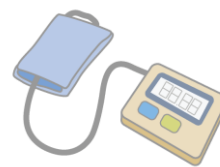
1 体温測定

水銀体温計・電子体温計・耳式電子体温計による
腋下・外耳道での測定



2 血圧測定

自動血圧測定器による測定



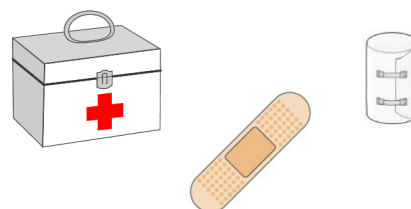
3 パルスオキシメータの装着

新生児以外のもの
入院治療の必要がないもの
動脈血酸素飽和度の測定を目的とするもの



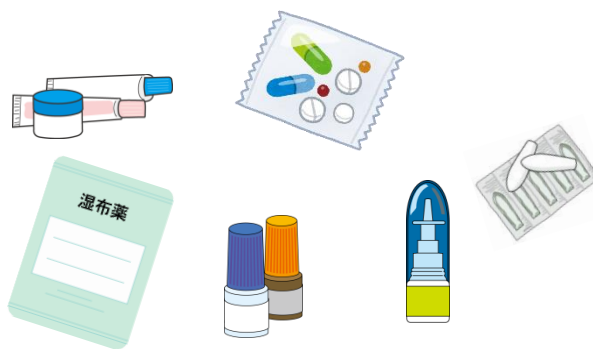
4 軽微な切り傷・擦り傷・やけど等の処置

専門的な判断や技術を必要としない処置
(汚物で汚れたガーゼの交換を含む)



5 医薬品の使用の介助

皮膚への軟膏の塗布 (褥瘡の処置を除く)
皮膚への湿布の貼付
点眼薬の点眼
一包化された内用薬の内服 (舌下錠を含む)
肛門からの坐薬挿入
鼻腔粘膜への薬剤噴霧



※ただし、以下の条件を満たしていること

- (1) 医師、歯科医師または看護職員が以下の3条件を満たしていることを確認し、これらの免許を有しない者による医薬品使用の介助ができることを本人又は家族に伝えていること
 - ①患者が入院・入所して治療する必要がなく容態が安定していること
 - ②副作用の危険性・投薬量の調整等のため、医師又は看護職員による連続的な容態の経過観察が必要である場合ではないこと
 - ③内用薬については誤嚥の可能性、坐薬については肛門からの出血の可能性など、当該医薬品の使用の方法そのものについて専門的な配慮が必要な場合ではないこと
- (2) 事前の本人又は家族の具体的な依頼に基づいていること
- (3) 医師の処方を受け、あらかじめ薬袋等により患者ごとに区分し授与された医薬品であること
- (4) 医師または歯科医師の処方および薬剤師の服薬指導の上、看護職員の保健指導を遵守すること

6 つめ切り・やすりがけ

爪そのものに異常がないこと
爪周囲の皮膚にも化膿・炎症がないこと
糖尿病等の疾患で専門的管理が必要でないこと



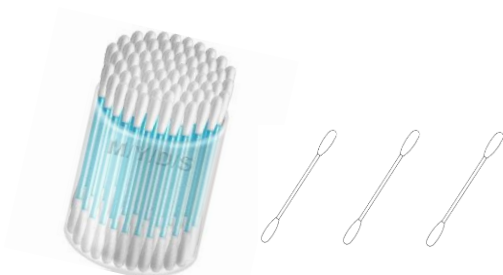
7 日常的なオーラルケア

歯ブラシや綿棒または巻き綿子などを用いて、歯、口腔粘膜、舌に付着している汚れを取り除き清潔にする
重度の歯周病にかかっていないこと
重度の歯周病等がない場合



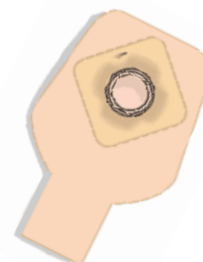
8 耳垢の除去

耳垢塞栓の除去を除く



9 ストマ装具のパウチに

たまった排泄物を捨てること
肌に接着したパウチの取り替えを除く



10 自己導尿の補助のためのカテーテル準備、体位の保持など



11 市販の使い捨て浣腸器による浣腸

使用する浣腸器は下記の条件を満たしていること

- (1) 挿入部の長さが5~6cm程度以内
- (2) グリセリン濃度50%以下
- (3) 成人用では40グラム以下
小児用では20グラム以下
幼児用では10グラム以下



注意事項

- 病状が不安定であること等により専門的な管理が必要な場合には、医療行為であるとされる場合もあり得る
- 介護サービス事業者等はサービス担当者会議の開催時に、必要に応じて、医師、歯科医師又は看護職員に対して、そうした専門的な管理が必要な状態であるかどうか確認することが考えられる
- 病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、医師、歯科医師又は看護職員に連絡を行う等の必要な措置を速やかに講じる必要がある
- 業として行う場合には実施者に対して一定の研修や訓練が行われることが望ましいことは当然であり、介護サービス等の場で就労する者の研修の必要性を否定するものではない
- また、介護サービス等の事業者は、実務遂行上、安全にこれらの行為が行われるよう監督することが求められる
- 事故が起きた場合の刑法、民法等の法律の規定による刑事上・民事上の責任は別途判断されるべきものである
- 切り傷、擦り傷、やけどに等に対する応急手当てを行うことを否定するものではない
- 看護職員による実施計画が立てられている場合は、具体的な手技や方法をその計画に基づいて行うとともに、その結果について報告、相談することにより密接な連帯を図るべきである

(「医師法第 17 条、歯科医師法第 17 条及び保健師助産師看護師法第 31 条の解釈について (通知)」による)

3. 平成 24 年 4 月から可能になった医療的ケア

「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、平成 24 年 4 月から、介護福祉士、及び一定の研修を受けた介護職員等において喀痰吸引、経管栄養が認められるようになりました。介護職員が行うことのできる具体的な項目は、以下のようになります。

1 たんの吸引

- 口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部



注意事項

たんの吸引については、咽頭の手前までを限度とすること

2 経管栄養

- ・胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養、経鼻経管栄養

胃ろう



経鼻経管栄養



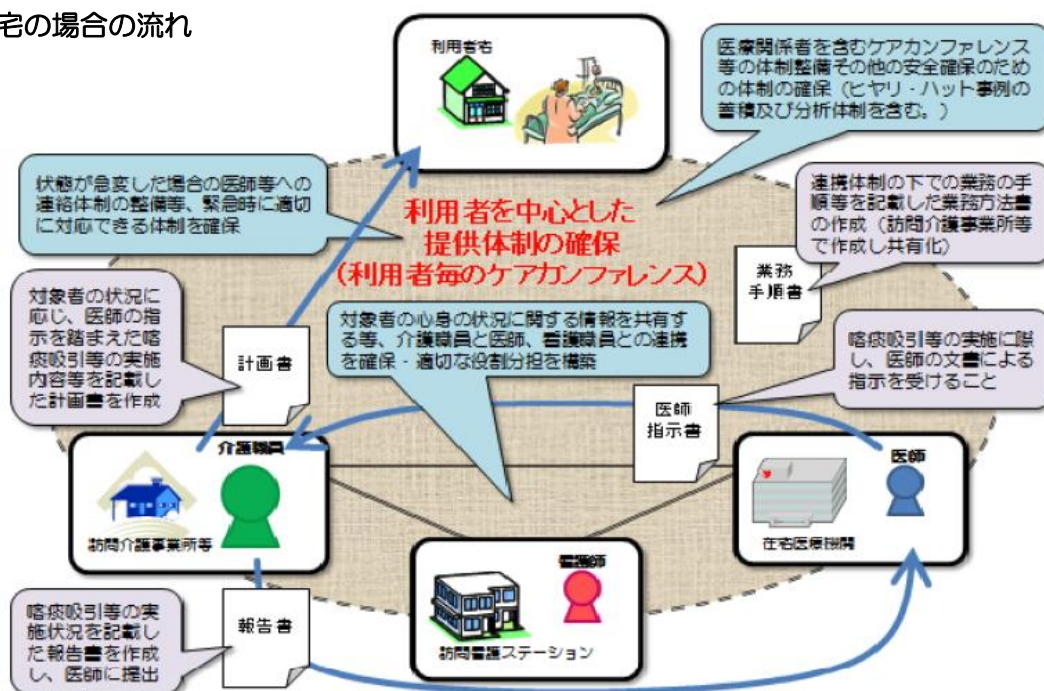
注意事項

胃ろう又は腸ろうによる経管栄養実施の際は、胃ろう・腸ろうの状態に問題がないことを、経鼻経管栄養の実施の際は、栄養チューブが正確に胃の中に挿入されていることの確認を医師又は看護職員が行うこと（看護職員とは、保健師、助産師、看護師、准看護師をいう）

4. 介護職員による喀痰吸引・経管栄養実施のための制度概要

介護職員がたんの吸引、経管栄養を行うには、一定の研修があります。介護職員として事業者や施設に就業している場合は、「喀痰吸引等研修」を受講の上で、「認定特定行為業務従業者認定証」を申請する必要があります。これから介護福祉士を目指している場合は、養成課程において学習し、就業後「実地研修」を受講しなければなりません。喀痰吸引の研修は、都道府県または「登録研修機関」で行われます。また、喀痰吸引等を行うには、個人であっても法人であっても、一定要件を満たした登録事業者になることが義務付けられています。

在宅の場合の流れ



介護職員が行える医療的ケア Q&A

Q 喀痰吸引等は、どこで行われるのでしょうか？

A 施設や在宅（訪問介護事業所からの訪問）などの場において、介護福祉士や介護職員等のいる登録事業者によって行われます。

Q 現在介護等の業務に従事している介護福祉士や介護職員（ヘルパー）は、喀痰吸引等研修を受けなければいけないのでしょうか？

A すべての人が受ける必要はありません。ただし、勤務している事業所や施設が登録事業者になり、たんの吸引等の業務に従事する場合は、認定を受ける必要があります。認定を受けていない介護職員は、喀痰吸引、経管栄養を実施することはできません。

Q 現在、一定の要件の下でたんの吸引等を行っている場合は、平成 24 年 4 月以降も引き続き行えますか？

A 現在既に一定の要件の下でたんの吸引等の提供を行っている場合は、研修機関の研修を改めて受講する必要はありません。喀痰吸引等を適切に行うための知識・技術を習得している旨の証明書類を提出し、都道府県知事の認定証の交付を受ければ、喀痰吸引等を実施することができます。

Q 登録研修機関や登録事業者の情報については、どこに聞けばいいのでしょうか？

A 研修機関や事業者の登録先や「認定証」の交付申請先は各都道府県です。制度に関するお問い合わせは、各都道府県にお問い合わせください。

Q 医療的ケアを行うにあたって特に注意すべき点があるのでしょうか？

A 医療的ケアを行うにあたっては以下の点に特に注意しましょう。

- 他職種との連携を大切にする

医療的ケアは、介護職員が一人で抱え込んで行うものではありません。ご利用者には医師や看護師、理学療法士、薬剤師など様々な立場の専門職が関わっています。医療的ケアの方法や注意点など、疑問があればすぐに他の専門職に相談し、十分な連携が取れるようにしましょう。

- 観察力を養い、異常があればすぐに報告する

医療的ケアを実施する際は、常にご利用者の様子を確認し、少しでも普段と異なることがあれば、速やかに医師や看護師に連絡します。異常のサインを見逃すことがないように注意しましょう。

- 感染の予防に努め、安全なケアを行いましょ

医療的ケアを提供する際は、感染を予防する意識を常に持ちましょう。医療的な行為を行う前と後の手洗いは、ご利用者や介護職員自身を感染から守るための基本です。慣れている行為であっても、気を抜くことなく安全なケアに努めましょう。

介護職員が行える 医療的ケアの範囲

発行日 平成24年11月
編集・発行 NPO 法人ピアネット北
北区障害者地域自立生活支援室
〒114-0032
東京都北区中十条 1-2-18
北区立障害者福祉センター内
TEL&FAX 03-3905-7226
メール peernet@peernet.or.jp
ホームページ <http://www.peernet.or.jp/>